

資料 2

諮 問 書 (写)

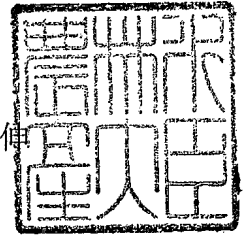


16生産第4642号

平成16年11月17日

農業資材審議会会長 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



種苗法第2条第6項の規定による重要な形質の指定について（諮問）

種苗法（平成10年法律第83号）第2条第6項の規定により、別紙のとおり農林水産植物についての重要な形質を指定したいので、同項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件(案)

(平成十年十二月十一日農林水産省告示第千九百九号)

が今回追加指定を求める重要な形質

区 分	重 要 な 形 質
(略)	(略)
きくらげ等	一 菌さんの形、菌さんの大きさ、菌さんの色、菌さんの厚さ、菌さんの肉質、菌さんの毛の長さ及び菌さんの毛の多少 二 子実体の発生時期、子実体の発生型、温度適応性、子実体の発生に要する期間及び培地適応性又は原木適応性 三 乾物率及び収量性
しいたけ等	一 菌糸の性状、菌さんの形、菌さんの大きさ、菌さんの色、菌さんの厚さ、菌さんの肉質、子実層たぐの形状及び子実層たぐの色 二 菌柄の形、菌柄の長さ、菌柄の太さ、菌柄の色及び菌柄の肉質 三 子実体の発生時期、子実体の発生型、温度適応性、子実体の発生に要する期間及び培地適応性又は原木適応性 四 乾物率及び収量性 五 前各号に掲げるもののほか、エリンギにあつては菌さんの紋様、菌柄表面の形質、照度適応性及び耐病性、きぬがさたけにあつては幼菌の大きさ、幼菌の色、菌網の形、菌網の大きさ及び菌網の厚さ、くりたけにあつては菌さんの表面の粘出物の多少及びりん皮の多少、くろあわびたけにあつては子実層たぐの菌柄へのつき方、菌柄の菌さんへのつき方、菌柄の毛の色及び菌柄の毛の多少、しいたけにあつてはりん皮の付着部位、りん皮の大きさ、りん皮の色、菌柄の毛の多少及び菌柄の毛の色、しろたもぎたけ及びぶなしめじにあつては菌さん表面のはん紋の多少及び菌柄の毛の多少、たまちよれいたけにあつてはりん皮の付着部位、りん皮の色及び菌柄の菌さんへのつき方、とんびまいたけ及びほんしめじにあつて

は菌さんの紋様、なめこにあつては菌さん表面の粘質物の多少、ぬめりすぎたけにあつては菌さん表面の粘質物の多少、菌柄表面の粘質物の多少、菌柄のりん皮の多少及びつばの状態、ひめまつたけにあつては胞子の色、ひらたけ、うすひらたけ、たもぎたけ及びまいたけにあつては子実層たぐの菌柄へのつき方、菌柄の菌さんへのつき方、菌柄の毛の色及び菌柄の毛の多少、まんねんたけにあつては菌さんの多少及び菌柄の菌さんへのつき方、むきたけにあつては菌さん表面の毛の多少、菌さん表皮下のゼラチン質の多少及び菌柄の菌さんへのつき方、やなぎまつたけにあつては菌さん表面の形状及び菌柄表面の形状

はなびらたけ

一 菌糸の性状及び子実体の大きさ

二 菌柄の色、菌柄の厚さ、菌柄の肉質、菌柄の枝の多少、菌柄の枝の形、菌柄の枝の色、菌柄の枝の厚さ及び菌柄の枝の肉質

三 子実体の発生型、温度適応性、子実体の発生に要する期間及び培地適応性

四 乾物率及び収量性